# 平成26年11月

# 城南衛生管理組合議会 廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会

会 議 記 録

# 平成26年11月城南衛生管理組合議会廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会

開催日時 平成26年11月11日(火)午前10時 開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

# 出席委員(11人)

委員長 中坊 陽 副委員長 土居 一豊 委 員 田辺 勇気 委 員 山本 邦夫 委 員 内田 文夫 委 員 八島フジヱ 委 員 堤 健三 浅見 健二 委 員 委 荻原 豊久 員 委 員 長野恵津子 委 員 矢野友次郎 関谷 智子 (オブザーバー) 議 長

説明のため出席した者

専任副管理者竹內啓雄事業部長寺島修治施設部長太田博安全推進室長越智広志総務課長杉崎雅俊財政課長橋本哲也施設課長川島修啓

奥山リユースセンター

所長 辻 巧

グリーンヒル三郷山

所長 親見 善人

新折居清掃工場

建設推進課長 福西 博新折居清掃工場建設推進課

担当課長 山之江 亨

新折居清掃工場建設推進課

主幹 村田 晃一

施設課主幹 池本 篤史

施設課主幹 馬渕 武志

新折居清掃工場建設推進課

係長 長野満佐志

施設課主査 清水 信宏

職務のため出席した者

議会事務局長 木下 敦

#### 1)議題

- 1 (仮称) 粗大ごみ処理施設等の進捗状況について
- 2 折居清掃工場更新事業における環境影響評価等について
- 3 奥山排水処理施設の復旧整備事業について

## 午前9時56分開議

○中坊 陽委員長 ご苦労さまです。本日は何かとお忙しい中、廃棄物(ごみ・し尿) 処理常任委員会を招集いたしましたところ、関谷議長並びに委員各位におかれましては ご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告いたします。出席委員は11名全員であります。本 委員会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長にお いてこれを許可しております。

それでは、ただ今から廃棄物処理常任委員会を開会いたします。初めに、理事者より 挨拶の申し入れがありますので、お受けいたします。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 本日、廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

関谷議長におかれましては、ご多忙の中、ご臨席を賜りまして、まことにありがとう ございます。

ご心配をおかけいたしております基準値を超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案につきましては、既にご報告させていただきましたとおり、同センターへの搬入が停止されておりましたばいじん処理物及び焼却灰のうち、焼却灰の安全性が確認され、同センターから搬入が再開できる旨の通知を受け、去る10月20日から搬出を再開いたしまして、現在も順次搬出をしているところでございます。なお、依然搬入停止措置が継続しておりますばいじん処理物につきましても、一刻も早い解除がいただけるよう、現在、鋭意努めているところでございますので、何とぞご理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日、ご報告をいたしたく存じておりますのは、1つ目が、現在建設をいたしております(仮称)粗大ごみ処理施設等の進捗状況について、2つ目が、折居清掃工場更新事業における環境影響評価等について、3つ目が、8月7日から再開稼働いたしております奥山排水処理施設の復旧整備事業についてでございます。

それでは、本日配付を申し上げております委員会資料に沿って、担当よりご報告を申し上げさせていただきたいと存じていますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○中坊 陽委員長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入りたいと思います。議題1、(仮称) 粗大ごみ処理施設等の進捗状況についての説明を求めます。 川島施設課長。
- ○川島修啓施設課長 それでは、配付をさせていただいております資料に基づきまして、 (仮称) 粗大ごみ処理施設等の進捗状況につきましてご説明をさせていただきます。

これまで、構成市町とともに、ごみの分別や減量、資源化に努力をいたしているところでございますが、本施設につきましては、既設の奥山リユースセンターの老朽化に伴う更新に合わせ、さらにプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集、資源化を行い、環境への負荷を極力減らし、循環型社会の構築、地球環境保全など、さらなる推進を進めるため、プラスチック製容器包装資源化施設を併設したものとなっております。

それでは、資料1ページの方をご覧願います。

資料1ページ、1の施設概要でございますけれども、本施設は、(1)のとおり、所在地が城陽市富野長谷山1の270でございまして、焼却施設クリーン21長谷山に隣接をいたしております。

- (2)の総事業費は、20億9,399万4,000円の施設となっております。 処理系列は、先ほども申し上げましたけれども、粗大ごみ処理施設とプラスチック製容器包装資源化施設の2つのラインから成る施設でございます。
  - (3) の処理系列別概要をお願いいたします。

まず、粗大ごみ処理施設でございますが、これは既存部門になりますけれども、組合管内から収集されました粗大・不燃ごみを、既設の奥山リユースセンターと同様に、機械的に破砕し、磁力や風力などによる選別処理する施設でございます。処理能力は、日量 6.0~t、年間約 1.5 7.0~0~0 トンを処理できるものでございます。

また、既設の奥山リユースセンターの貯留方式はホッパー方式でございますけれども、新しい施設はピットアンドクレーン方式を採用したことから、貯留容量は約2日分、1,200㎡となっております。

破砕方式は、既設の奥山リユースセンターは、竪型高速回転式破砕機のみの破砕方式 でございましたけれども、新しい施設は、二軸低速回転式破砕機を追加いたしまして、 2段階破砕を採用しております。

処理構成は、従来どおり、鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物及びプラスチック類の5 種選別となっております。

次に、プラスチック製容器包装資源化施設でございますが、こちらの方は新規部門になりますけれども、処理能力は日量17t、年間約3,800tを処理できるものでございます。

受入供給はピットアンドクレーン方式といたしまして、貯留容量は約2日分、1,7

00㎡となっております。

供給されたプラスチック製容器包装は、機械選別で重量物、軽量物に分けまして、不 適物を手選別により除去いたし、残りましたプラスチック製容器包装について圧縮こん 包いたしまして、容器包装リサイクル法によります分別基準適合物に仕上げまして資源 化ルートに搬出する施設です。

除去する不適物につきましても、可燃性不適物、不燃性不適物、プラスチック性不適物に分別して除去するものとなっております。

運転時間でございますけれども、始業点検等運転準備時間や停止後の機器整備、清掃時間等を勘案いたしまして、1日当たり5時間に設定をいたしております。

年間稼働日数は、土曜日、日曜日、年末年始を除く250日としております。

次に、(4)稼働予定日でございますけれども、平成27年4月1日を予定しております。

次に、(5)施設の試運転期間は、平成27年1月5日から3月31日でございます。 試運転期間は、実際にごみを投入しまして、当組合が発注仕様書等で示している性能が 達成されているかについての試験を行うものでございます。また、この期間に、当組合 職員が具体的なごみ処理を通して教育訓練を受け、施設の引き渡し後の操業運転に備え るものでございます。

なお、施設の試運転に合わせて、組合管内のプラスチック製容器包装の分別収集が開始されます。

続きまして、2ページの方をご覧いただきたく願います。

2ページ、(6)の工事進捗状況でございますが、本工事は平成24年度から平成26年度までの3カ年事業でございます。24年度は、実施設計図書の作成、審査、機械設備の発注、25年度は、工事に係る各種届け出を行い、7月から工事に着手、仮設工事、土木建築工事、機械設備の発注を行いました。26年度も、引き続き、土木建築工事、機械設備工事を行っております。

本年10月末現在の工事進捗率は、資料にも記載のとおり、91.57%で、ほぼ予定どおりの工程で進捗をいたしております。

土木建築工事では、計量機棟、工場棟、各種貯留ヤードを建設いたしますが、資料の 写真のとおり、建物の建築工事は順調に進捗しております。

11月以降の工事は、主に建物の内装工事を実施する計画でございまして、そのほか、 外構工事としてアスファルト舗装、雨水排水関係、植樹関係の整備を実施いたしまして、 11月末をもっておおむね工事を完了する計画となっております。

プラント機械工事につきましては、主な機器でございますクレーンや破砕機、各種コンベア、磁選機、アルミ選別機などの各種選別機等を設置済みでございます。また、10月末に受電を開始しておりまして、順次、設備機器の動作確認をいたしております。次に、2の運営についてですが、(1)運営体制(案)といたしまして、粗大ごみ処理施設は既設の奥山リユースセンターと同様に直営とし、新たな施設でありますプラスチック製容器包装資源化施設は民間委託を基本としております。

次に、(2) 運営経費でございますが、主な概算経費を記載しております。組合職員 の人件費につきましては、管理体制が未確定なことから含んでおりませんが、入札時に 請負業者より提出された維持管理経費の7年平均から算定した各点検整備やその他必要な消耗品、委託料等を算入しており、プラスチック製容器包装資源化施設1億4,00万には、運転委託費1億800万を含んでおります。

主な経費の総額は、概算となりますが、約2億9,000万を所要しております。今後、経費につきましては、より精査してまいりたいと考えております。

なお、本施設の稼働予定日は平成27年4月1日となっておりますが、実質的には、 平成27年1月から処理を始めるプラスチック製容器包装資源化施設の運転委託につきまして、年内に処理体制を整える準備が必要となります。

次に、3、構成市町の分別の取組みについてですが、平成27年1月から新たにプラスチック製容器包装の分別収集を実施されます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○中坊 陽委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。 浅見委員。
- ○浅見健二委員 ちょっと教えてほしいんですけど、これのいわゆる大型と言われるものは今と同じなんですかね。もう1回、大体私たちの家庭から出るもので、具体的にどんなものかということを教えていただきたいのと、分別収集になると、今まで不燃物で出していた分がここへ行くんですね。そうすると、不燃物の埋め立ての施設の延命は大体どのぐらい予想されるのか、その辺をちょっと教えてください。
- 〇中坊 陽委員長 川島施設課長。
- ○川島修啓施設課長 まず、大型と不燃ごみの関係ですけれども、基本は現状と変わりません。大型ごみですと、家具類とか、いわゆるソファーでありますとか、その辺が大型ごみという形になりまして、不燃ごみにつきましても、主に硬質のプラスチック、バケツでありますとか、子供のおもちゃでありますとか、いわゆるプラマークのついていない今までの不燃物は、今までどおりに従来どおり出していただくような形になります。それと、不燃物の埋め立ての延命化ですけれども、1つ三郷山を例に挙げますと、平成45年までということで計画をしておりますけれども、現状45年もつような形で計画をしておる、特に変更はないということでございます。
- 〇中坊 陽委員長 浅見委員。
- **○浅見健二委員** ちょっと私はわからんのですけど、今までどおり不燃物を集めておった ら45年なんじゃないの。これは、新たにこういう処理をしても同じことになるの。
- 〇中坊 陽委員長 太田施設部長。
- ○太田 博施設部長 埋立に今現在行っておりますのは、硬質プラスチック、いわゆる

破砕可燃には含まれない不燃物ですね。これは硬質プラスチック、おもちゃのかけらであるとかポリバケツであるとか。その他は、現状でも破砕にかけられまして、燃やせる物は、破砕可燃という形で、焼却工場で燃やしております。埋立地の三郷山、それからまた宇治市の仙郷山に行っておるのは、いわゆる破砕可燃に入らないプラスチック等でありますから、次の工場でも同じ形でございます。

# 〇中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 そしたら、今度、分別収集が変わりますわね。変わるということは、変わっても行き先は同じなんですか。例えば、今までの不燃物の中に入っていたやつが、払いになるやつがようけ出てきますわね。その出てきたやつも行くところは同じですか。三郷山と仙郷山ですか。同じところへ行くんですか。

# 〇中坊 陽委員長 川島課長。

○川島修啓施設課長 分別が変わりまして、基本的に不燃物の中から資源に回るものが 出てきまして、それは新しいルートで資源化ルートに流されますけれども、基本的に残った不燃物については、一部は公社、一部は三郷山の方に埋め立てする計画となります。 場所は変わらないということでございます。

#### 〇中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 ほんなら、この処理の中には関係はないにしても、延命はなることは間違いないわけやな。それは今日の報告とはまた別の報告やと、こういうことになるわけやな。わかりました。

## ○中坊 陽委員長 ほかに。

田辺委員。

## ○田辺勇気委員 おはようございます。

2ページの3番、構成市町の分別の取組みについてというところで、衛管としては、各3市3町の分別に対する広報とか市民への周知について、どんなふうに各市町がされているのか、どのように把握をされていますか。

# 〇中坊 陽委員長 川島課長。

○川島修啓施設課長 基本的に、この事業が事業化いたしまして、その後、役割分担ということで、収集運搬に関すること、いわゆる市民啓発については市町の方でお願いすると。また、組合の方は、27年1月に分別収集を開始するという計画になっていますから、組合の方は鋭意施設整備に努力しなさいよということで、一旦そういう役割分担

をさせていただいております。構成市町の取り組みなどにつきましては、定例で開催しております組合の担当課長会議、各市町の担当の課長さんがお集まりになる会議の中で、どういうふうな形で、どういうスケジュールで分別収集をしていかれるということは確認しておりますし、組合の方では、広報紙エコネット城南で、こういうふうな分別収集が始まりますということで広報をいたしております。

あと、分別収集についてですけれども、基本的に構成市町さんが何か資料を作成してくれとか、例えば、分別の素案になるような何か漫画チックな資料をつくってくれないかというご要請があれば、できる限りそういうのを作成いたしまして、その会議の方に提出させていただいて議論をさせていただいておりました。また、まだこれからになりますけども、ある市町の住民説明会が11月以降実施されますので、可能な限り、組合の方もその場に同席をさせていただいて、協力をさせていただきますというような形で申し上げているところでございます。

# 〇中坊 陽委員長 田辺委員。

○田辺勇気委員 27年の1月ということで、残り2カ月を切っているわけですよね。そのわりにはなかなか浸透もしていないような気もするんですけども、今の説明会等のこともありましたけれども、残り2カ月の間、この1月から分別収集を実施されても、しっかりと衛管としての計画どおりにいけるように、各市町の方には協力・連携していい体制をとっていただけたらなと思いますので、お願いします。

#### 〇中坊 陽委員長 ほかには。

山本委員。

〇山本邦夫委員 何点かお聞きしたいんですが、さっき浅見委員とのやりとりで僕はよくわからなくなったんですが、基本的には、可燃ごみと、それから不燃ごみの中でもリサイクルに回っていくものと、それから埋立処分をするものとに大体大きくごみ全体で見たときに分かれると思うんですけども、リサイクルの強化ということだと思うんですけれども、当然、そこはリサイクルの総量は増えていくと。そうしたときに、可燃ごみと不燃ごみでリサイクルに回っていくものが当然増えていけば、埋立処分の部分というのは総量として減っていくのかなと思うんですが、何が変わって何が変わらないか、さっきのやつはさっぱりわからんかったんですけど、そこのところは、総量として見たときに、これはごく基本のことで前にもやりとりしていると思うんですが、ちょっと資料も持ってこなかったので、再度、この処理施設をスタートするに当たって、そこのごみ全体の問題、その中の1つで、先ほどの浅見委員の質問であったように、埋立処分地の延命の問題とかもかかわってくるのかなと思うんですけど、そのあたり、もう一遍ちょっとわかりやすく整理して説明をしてもらえないかなと思っています。

それから、1月から試運転ということで、粗大ごみの処理施設は直営で、資源化施設の方は民間委託ということですけれども、これはどういうような契約をとろうとされているのか。以前には、エコ・ポートとかは障害者雇用とかに配慮をされていたと思いま

すけども、そのあたりの問題とか、手選別の作業で、今までにも去年とかの視察でもラインとかは、去年やったか、おととしでしたか、ほかのところを見に行ったりもしていますけども、そういう作業環境というのはどういうふうになっているのか教えてください。

それから、運転経費のところで、正式には稼働は4月1日、試運転は1月からですから、ここで示されているのは、粗大ごみ処理施設とプラスチックの資源化施設の両方とも通年の説明だと思うんですが、今年度の1月からの分の予算の措置、その辺は予算の中に当初からあらかじめ入っていたのか、今後の対応が必要になるのか、今ちょっと忘れてしまったので教えてください。その際には、年度内の予算の規模の部分はどういうふうになるのか教えてください。

あと、最後に、先ほどのやりとりとも絡みますが、1月から分別が構成市町の方で変 わって、当然、その後の受け入れる処理施設もそれに伴って代わってくるわけですが、 正直言って、あと2カ月を切っている段階で、あんまりまだ市民レベルでぴんときてい ない感じがするんですけど、いずれにしても、移行時期、年末年始、正月を挟んで1月 5日から収集方法が変わると。きれいに変わるのかなというふうにちょっと不安も持っ ていまして、そのあたりはどういう混乱が考えられるのかなと。例えば、よく説明され ていた、今までだったらマヨネーズの容器はよく洗って不燃物に入れていたということ で、今後は水で簡単に落ちないようなものとかは可燃の方に入れてくださいという、大 体そんな話でされていたと思いますけれども、そういうのは混入したとしても、量的に はちょっと違うかもしれませんけど、別にそれほど気にしなくてもいい程度のものなの かどうか、ある程度、移行時期の混乱というのはどういうようなことが考えられるのか、 ちょっと教えていただきたいなと。収集ベースで構成市町でどういうふうな対応をしよ うとしているのか。何でこんなことを聞くかというと、八幡が、何年前やったっけ、透 明袋にするときとかに、例えば今までのように半透明でもだめと。今、半透明はオーケ ーにしましたけど、半透明もだめと。それから、そんなやつは全部はねて置いていった んですね、八幡市は。それは非常に市民からの反発もあって、確かに市民的にはインパ クトもあったんですけど、その辺は収集ベースではどういうような対応を課長会議とか で協議をされているのか、それから、受け入れた処理施設の方で、そういう一定の混入 とかいうようなことに対してどういうふうに対応を考えておられるのか教えてくださ い。ちょっとあれこれ聞いてすいませんが。

# 〇中坊 陽委員長 太田部長。

○太田 博施設部長 まず、1番目のごみの総量の配分というか、今、現状では大きく分けまして不燃物と可燃物に分けられております。このうちの不燃物の中から、プラスチックマークがついている物が、容器包装リサイクル法に基づいて別扱いになります。これを資源化、いわゆるリサイクルするわけでございます。ということは、現状の不燃物からその部分は省かれます。ということは、不燃物の総量は減少いたします。選別された不燃物を破砕にかけて、新工場の破砕機は、精度も上がっておりますので、現状よりも破砕可燃、焼却場へ持っていく残渣の総量は減ると考えます。機械の精度がかなり

新しいものなので。このプラスチックマークのついた物をリサイクルするわけですが、その中にはプラスチックマークがついていても汚れ等の不適物が混入しておると予想されます。それを手選別いたしまして、また不燃物の方へ返すという形になります。それから、先ほど山本委員から質問あったように、水洗いしても落ちないもの、マヨネーズであるとかソースであるとか、そういうものについては初めから可燃物の方へ入れてくださいという指導を行っております。

ということで、ごみの総量としては変わらないんですが、プラスチックマークのついた物は分別でリサイクルの方へ回しますので、不燃物の総量は、減るということでございます。

## 〇中坊 陽委員長 川島課長。

○川島修啓施設課長 委託部分ですけれども、基本的には、本来、入札で対応して委託 先を決定するものであると考えておりますけれども、今回、新規部門のプラスチック製 容器包装が安定的に搬入される年度、これを3年後の平成30年度と計画いたしており ます。また、新しい施設は、施設の引き渡しを受けてから3年間が施設を建設したプラ ントメーカーの瑕疵担保期間という関係もございますので、施設の円滑な安定稼働を最 優先といたしまして、一定メーカー責任におきまして、一定期間ですけれども、メーカ ーのノウハウを生かしながら随意契約というような形で検討しているところでござい ます。。

また、障害者雇用の関係なんですけれども、基本的にメーカーの方に全て委託の方をお願いするということになっておりますので、ただし、手選別作業においては、類似施設でありますエコ・ポート長谷山が既に手選別作業で分別基準適合物の作業をしていただいておりますので、こういうふうな施設の方もご参考に入れてよろしくお願いしますと、現段階ではそのレベルで申し上げております。

それと、事業費の関係ですけれども、通年予算ということで今ご指摘がありました。まさにそのとおりでございまして、計上の方は通年予算です。1月から3月まで、あくまでもこれはメーカーの試験運転ということで、メーカーの責任において、用役費等、運転に必要な経費については全て負担するというような契約になってございますので、1月から3月までにつきましてはメーカーの方で負担されるということです。ただし、組合の直営の職員の人件費だけは当然組合の経費になります。

それと、移行後の混乱ということですけれども、確かに新たな分別の取り組みになりますし、特に開始時期が1月になりますので、年度で1年を通して一番ごみが多く搬入される時期でございますので、いわゆる新たな分別が始まることと、さらに1年で一番ごみが発生しやすい時期が重なるという混乱は避けられないのではないかなと考えておりまして、あと、収集段階でのどういう取り扱いにされるかについては、申しわけございません、そこまではちょっと協議はしておりませんので。

以上でございます。

#### 〇中坊 **陽委員長** 辻奥山リユースセンター所長。

**〇辻 功奥山リユースセンター所長** 私の方からは、容器包装プラの手選別作業をする ところの作業環境についてご報告します。

当該施設につきましては、3 ラインのコンベアを計画しておりますが、空調関係、冷暖房、それから給排気の中の排気ダクト、粉じん等の防止を含めての設備を計画しておりまして設置しております。また、水関係、手洗い等の設置、それから必要に応じての入浴等も含めまして、労働安全衛生法上問題ないような設備にしております。 以上でございます。

# 〇中坊 陽委員長 山本委員。

〇山本邦夫委員 最初のごみの総量との関係でいえば、当然、リサイクルに回る分が増えるんだから、最終的に破砕して可燃に行ったり来たりとかいう部分はあるにしても、総量としては埋立処分に回る量というのは減るんですよね。すると、さっきの最初の話でいうたら、僕らが考えれば、当然延命化に役に立つと、延命化に資するというふうに理解をするんだけど、いや、変わりませんよという話がどうもひっかかって理解ができないんですけど、そこのところはどうなのか教えてください。

それから、資源化施設の関係とかは、メーカー負担で、試運転期間について、3年間は機械としては瑕疵責任があって、その間については、安定するまでの期間は、例えば、ここの民間委託という場合も、衛管がどこかに民間委託をするんじゃなくて、メーカーの責任でそこは雇用なり何なりをするということの理解でいいですか。それから、メーカーはどこでしたっけというのがまず1つね。それから、そのあたりは、先ほどの障害者の雇用の問題とか、直接衛管が関与するわけではないということですけども、そのあたりはメーカーとはどういう協議をされているのか、そんなものは口出しせんといてくれと、それはわしらの責任でやるのやからほっといてくれやということなのかもしれないし、そのあたりは協議されているのであればちょっと教えてください。

それから、しばらくの間、いろいろ収集上の分別が変わってくるということで、混乱は避けられないということで、それはどの程度の、内容的にどういうことを僕らは想定しておいたらいいのかなと。量的に思っていたこういう分別をすれば、前にも何か図で、それが完成形でちゃんとやられたら、この量がこっち側に、今まで燃やさないごみに入っていたのが可燃に入ってくるとか、埋立処分に回る、そこからリサイクルに回ると、そういう図も示していただいて、八幡でも議会にもそういう説明とか、住民にもされていますけども、それは基本的には完成形ですよね。その移行期というのは、ここからここに移るというのが行かなくて、そのまま不燃ごみに入り、主には不燃ごみが減らないということがね。要するに、さっきもケチャップとかソースの話をしましたが、これは燃やすごみに入れてくださいよというところへは行かないで、そのまま不燃ごみに行ってしまうとか、あるとしたらそういうことでしょう。きちんと分別されないで、従来どおりの延長で出される部分が残ってくるということで、そのときの量的には、今、大体、家のあれでいえば、燃やすごみよりも燃やさないごみの方がかさも大きいですよね。それが減りますよということで想定して、ところが、構成市町の方は、減った量を想定し

て収集回数を決めているわけですよね。おそらくそうでしょう。3年間ぐらいで移行し て、こんなもんに減るということじゃなくて、いきなり1月の新年明けたときの収集べ ースから不燃ごみの回数が減って、資源ごみの部分があってと、そういうふうになって くるときに、それを保管しておく家の方は、それはその人が悪いんやといえばそれまで ですよ。分類してもらったらそのペースでおさまる回収ですよということで、そこのと ころが不理解があったときには、何かやたらと不燃ごみが家の中にたまって仕方がない とか、そういうことがあり得るんじゃないのかなと。その辺は、実際に量的な問題とか、 混乱というほどでもないのかもしれませんけど、非常に八幡市なんかを見ていてものん びりした感じでやってはるから大丈夫なんかなと。八幡から見るからそうなのかもしれ んけども、ちなみに宇治のやつは、僕もホームページを見させてもらって、わかりやす い説明でされていましたけど、その辺のところが若干移行に当たって不安なんですけれ ども、どの程度の混乱とか、それはどうってことないんだという話であれば、それはそ れで、集まったものは機械で分けて、それから手選別でやっていくということなんでし ょうが、逆に言えば、そこに大量に回ってきたときには、今まで普通は10ぐらいの作 業量を想定していたものが15になったりしたときに、そこに負担が来ないかというこ ともあるんですけど、その辺はどの程度考えておられますか。答えにくかったらいいで すけどね。

(「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり)

- ○中坊 陽委員長 はい。
- ○浅見健二委員 私、先ほど質問を引いたのは、今日は粗大ごみの処理施設の進捗状況に ついてという議題やから私はやめたんですよ。そやから、分別とかそういうことも含め てあるんやったら私はまだまだやったんですが、進捗状況やという議題やからね。そこ までこの議題として、委員長、これは入るんですか。今日は、進捗状況、この粗大ごみ の施設がどういうふうになっているかという議題なんでしょう。分別がどうするかこう するかとか、そういうことが議題なんですか。
- ○山本邦夫委員 書いているじゃないですか。分別収集を実施って書いてあるやん。立派 な報告の中身じゃないですか。
- ○中坊 陽委員長 今の質問の答弁を先に頼みます。 竹内副管理者。
- ○竹内啓雄専任副管理者 先ほどの浅見委員からのご質問に対しても、ちょっと明確な形でお答えができていなかった部分もございますので、そういうことも含めまして、先ほどの山本委員の……。
- ○浅見健二委員 いや、それでよかったらよかったでいいんですよ。

○竹内啓雄専任副管理者 それで、細かいのは、またあれば担当の方から申し上げますけども、今回の基本としては、まず前提として、プラスチック製容器包装の資源化について、循環型社会の形成という大きな大局的な見地から、京都府の中におきましては大半の市町村でもう既にやられている中で、我々の組合としても、平成22年の時点でやっぱりこれをやるべしということで議論して、そういう基本的な方向が一応確認されて、この事業を進めてきておるわけでございます。したがいまして、ごみの全体の量というものが増えない、同じという前提で仮定いたしましたら、プラマークのついたプラスチック製容器包装というのは資源化に確実に回っていくわけですから、いわゆる不燃物としてこれまで埋め立てられていた、あるいは焼却されていた分が減るというのは、当然減ってまいります。

そこで、先ほどの浅見委員のご質問の中でも、じゃ、埋め立てられていた部分がある として、それは三郷山の延命にどれだけ寄与するのかと、こういうご質問であったかと 思いますし、また、山本委員の方のご質問でも、プラマーク以外のものについては不燃 物としてどういう残り方をしていくのか、それが各市町の収集体制の中で、一定不燃物 の収集の部分は減っていくから混乱が起きないのかというご質問あったかと思うんで すけども、基本的には、プラマークのついたプラスチック製容器包装については、別途、 新たな収集として市町にもやっていただきますので、これは確実に選別していくと。そ の場合、これまでから不燃物については、市町によっては燃やさないごみという位置づ けをしたり、あるいは燃えないごみというふうなちょっと微妙な使い分けもあったんで すけども、実態から申し上げますと、我々として今までそういうプラスチック製容器包 装の選別ができておりませんでしたので、全て不燃物で入ってきておりました。それは、 各市町において、燃えないごみというふうにして不燃物になっておったり、あるいは燃 やさないごみというような整理で入ってきて、それは市町においてちょっと違いがあっ たんですけども、実態といたしましては、不燃物を破砕選別いたしまして、一方では、 最終埋立処分地の延命のこともあるし、破砕可燃で燃やせるものは燃やしていたという のが実態で、これはいろいろ市町の担当課長会議の中でもこれまでから議論があったん ですけども、不燃物として収集しておきながら、結局、衛管では燃やしているではない かと、こういうお叱りもございました。実態としては、8割近くを焼却の方に回してい ました。しかし、これはまた焼却施設の方でもいろんな悪さをいたしますので、できる だけそれは燃やさない方がいいと。そういう中で、プラスチック製容器包装はきっちり と分別して資源化していこうと。その残ったものは、やっぱりかなり破砕可燃としては 減りますでしょうし、三郷山の埋め立ての延命もありますので、埋め立てることは、ず っと未来永劫、プラスチックが土の中で残るわけですから、できるだけ燃やせるものは 燃やしていこうというようなことに基本的にやっぱりなっていくんじゃないかなと、こ んなふうに思っております。

その場合の焼却灰につきましては、これも減りますけども、今のところ、今はとめられておりますけども、基本的には大阪湾センターの方へ焼却灰は持っていっておりますので、細かな緻密な三郷山の延命年数まで計算をしておりませんけども、全体としては埋立処分地の延命にも寄与はするというふうに考えておりますし、市町において、今度、

不燃物扱いにされるものも減っていくという中で、そう大きな混乱は生じないだろうと 思っておりますけども、その辺のところは、先ほどのご質問もございましたように、1 月からの実質的な試運転に向けて、市町と組合との役割分担はございますけども、より 連携をしながら混乱が起きないようにやっていきたいと、このように考えております。

- **○浅見健二委員** これね、私が聞いているのは、ごみ施設の進捗状況についてという議題 なんやろうということを聞いてんのや。そやから……。
- 〇山本邦夫委員 ちょっと整理してくださいよ。僕も質問を続けていいのかどうかわから へんし。
- **○浅見健二委員** 分別も含めて議題なのかどうか、その辺だけ整理してほしいと言うてる んですわ。
- 〇中坊 陽委員長 暫時休憩します。

午前10時41分休憩 午前10時45分再開

- ○中坊 陽委員長 休憩前に引き続いて再開します。 川島課長。
- ○川島修啓施設課長 メーカーの件ですけれども、建設メーカーは極東開発工業なんですけれども、委託につきましては、その系列会社でございます極東サービスエンジニアリング株式会社という系列会社にお願いをしておりまして、どういう話かと申しますと、基本的には1月1日以降、万全の体制で処理ができるようにお願いしますよということと、先ほど申し上げましたけども、どのような形で運営されるのかはこちらの企業さんの話ですけども、類似施設のエコ・ポートも参考にしてよろしくお願いしますというようなことを申し上げております。

それと、あと不燃が、いわゆる過渡期といいますか、端境期といいますか、移行期間ですけれども、基本的に目標年度は平成30年度ということで3年後を見ておりますけれども、やはり最初の始まりの27年度につきましては移行期がありますということで、おおよそ、その計画目標年度の大体70%の搬出量で計画をしておるところでございます。

以上です。

○中坊 陽委員長 ほかの委員さんはございませんか。 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

- ○中坊 陽委員長 休憩前に引き続いて再開します。 質問ございますか。
- 〇山本邦夫委員 僕は結構です。
- 〇中坊 陽委員長 もういいですか。
- 〇山本邦夫委員 いいです。
- ○中坊 陽委員長 ほかに質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 じゃ、1点目の議題については終わらせてもらいます。

続きまして、議題2、折居清掃工場更新事業における環境影響評価等についての説明 を求めます。

福西新折居清掃工場建設推進課長。

○福西 博新折居課長 新折居清掃工場推進課の福西でございます。

それでは、配付させていただいております資料に基づき、折居清掃工場更新事業における環境影響評価等についてご説明させていただきます。

まず、1ページ上段をご覧ください。

1の折居清掃工場更新事業に係る環境影響評価については、京都府環境影響評価条例に基づき、平成24年度から平成27年度までの4カ年計画で実施しております。

本年度は、昨年度から今年度の春まで実施いたしました現況での測定結果をもとに、 将来の予測・評価を記載しました環境影響評価準備書を作成し、平成26年10月10 日に京都府へ提出いたしました。現在、京都府において、同準備書の内容について審議 されており、この準備書で問題なければ、京都府において、この準備書の公告・縦覧が 行われます。この公告・縦覧期間内に、当組合では住民説明会を実施することとしてお ります。

次に、1ページ中段上をご覧ください。

環境影響評価とはどういうものかを記載しております。環境影響評価とは、事業を実施する前に、環境への影響をあらかじめ調査、予測、評価を行うことを環境影響評価、あるいは環境アセスメントと言われております。この評価をもとに、新折居清掃工場の建設時や運転時に予測される環境影響を回避したり小さくしたりできないかを検討し、実行可能なよりよい対策を実施し、地域の環境保全に十分な配慮を行う手続でございます。

次に、中段下の対象事業をご覧ください。

新工場は、同施設内で建設し、規模は、ごみの減量に伴い、現有施設の処理能力の2分の1に当たります日量115tとしております。日量96t以上のごみ焼却施設は、京都府環境影響評価条例の対象となるために環境影響評価を実施しております。

次に、1ページ下段の環境影響評価の調査項目及び予測・評価の結果の概略をご覧ください。

昨年度から1年間実施しました環境測定の結果から、新工場が建設された場合の予測・評価の結果の概略を1ページから2ページの表に記載しております。環境影響評価条例に基づき、10項目の環境影響評価の予測・評価をしておりますが、この中で重要な項目を記載させていただいております。

調査項目の詳細を簡潔に説明させていただきますと、1ページ下段に記載の一般環境 大気質及び沿道大気質は、大気中に含まれる窒素酸化物などの物質を、春、夏、秋、冬 の各季に測定しました。その結果、いずれの物質も環境基準値を下回る濃度となってお るから、新工場も環境影響は小さいと予測し、環境基準に適合していると評価しており ます。

次に、その下に記載の悪臭及び土壌に関しても、規制基準や環境基準以下であり、今後も著しい変化はないものと予想しております。

次に、2ページをご覧ください。

2ページ上部に記載している騒音・振動では、現有工場の管理目標値を超えないと予想しており、周辺環境の全体交通量に占める折居搬入のパッカー車等の割合は少ないため、周辺環境に与える影響も小さいものと予測しております。

次に、水質ですが、現況の水質結果から、水質汚濁防止法、京都府環境を守り育てる 条例などの管理目標値に適合すると評価しております。

次に、景観については、現有工場に隣接して建設するもので、現状の景観とはそれほど変化なく、周辺環境に配慮した計画としております。

次に、温室効果ガスについては、環境調査ではなく、事業計画等に基づいて温室効果ガス排出量について算出した結果、発電設備を付与することから、現状を下回り、京都府地球温暖化対策推進計画に寄与するものと考えております。

次に、中段をご覧ください。

以上の調査結果から、総合評価として、本事業の実施に伴う環境影響は、実施可能な限り回避・低減が図られ、また、発電などによる温室効果ガスの低減などから、環境影響をより一層低減するための配慮がなされており、管理目標値を現有施設と同等もしくはそれ以下とすることにより、国などの環境施策との整合性も図られているものと考えると結論づけました。

次に、2ページ下段をご覧ください。

環境影響評価の手順について記載しております。

環境影響評価、初年度の平成24年度は、その実施計画である環境影響評価方法書を 作成し、公告・縦覧、住民説明会を実施しております。25年度は、同方法書に基づき 環境評価を実施しております。本年度については、先ほど冒頭に説明した準備書の内容 を記載しております。

次に、3ページ上段をご覧ください。

今後の予定としましては、住民説明会のことを記載していますが、住民説明会の会場につきましては、方法書と同様なやり方で、12月上旬から中旬にかけて、宇治市2会場、城陽市1会場で開催する予定としており、日程が決まりましたら、エコネット城南、宇治市政だより、広報情報等をホームページ等でお知らせいたします。また、環境影響範囲の自治会等については、環境影響評価準備書のあらましを戸別配付させていただきます。その後、京都府環境影響評価専門委員会などに諮られ、審議された内容を京都府知事の意見書としてまとめられます。それを当組合が授受し、その意見を盛り込んだものを同評価書として作成し、平成27年11月から12月に公告・縦覧をする予定としており、これをもって4カ年の環境影響評価業務の完了となります。

最後に、3ページ下段をご覧ください。

現在、折居清掃工場更新施設整備運営事業に係る総合評価一般競争入札について、城 南衛生管理組合折居清掃工場更新施設整備運営事業者選定委員会にて審議していただ いております。この委員会の開催状況及び今後の予定を記載しております。

現在、9月2日の第4回まで開催させていただきました。今後は、11月に技術提案 書の審査等、12月に総合評価の実施及び落札者の選定、来年1月に審査講評の審議を 行うことを予定しております。

以上、折居清掃工場の更新事業における環境影響評価について、説明につきましては 以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇中坊 陽委員長** 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。 矢野委員。
- ○矢野友次郎委員 ここに出ています評価の概略ということでは、総合評価もあんまり 問題ないというようなことだと思います。ちょっと調査の仕方で、例えば、今、一般環境大気質というんですか、春、夏、秋、冬に調査を4回されましたということですが、 それは回数で、調査地点というんですか、定点というんですか、そういうのは何カ所かもあって、そこでされているというようなことになるのか、それから、主にされた地域は、この今の現施設内を主にされておるのか、ちょっとこの辺の調査のあり方というんですか、仕方というんですか、この辺を、あんまり細かいことまではいいんですが、もうちょっとわかりやすく説明していただいたらありがたいんですけども。
- 〇中坊 陽委員長 福西課長。
- **○福西 博新折居課長** 失礼しました。調査についてもう少し詳しく説明させていただきます。

事業計画地における今現在の折居工場から半径1.2キロ以内の範囲で、沿道につきましては3カ所、一般大気質については4カ所、大体十文字に切りまして、宇治市で3カ所、城陽市で1カ所あたりで測定をさせていただきました。そのほかについては、自動車騒音、交通量、土壌環境につきましても、4地点ないし3地点、1.2キロ範囲で実施しております。

以上でございます。

# 〇中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 1.2キロ範囲でということですから、この間の決算委員会でも山崎委員の方から、例えば折居台の方の云々だとか、それから、以前から白川区なり下居の上権現町内会やとか、その辺のところについては、以前からの公害防止協定みたいなのがあるところ、もしくは、まだ折居台等は当時なかったですから、その辺のことについても今回はちょっと話がありましたので、多分、その1.2キロ範囲やと、そういうところも入っておろうかと思いますし、ひとつこの辺はまた、そのことについて個別にいるんなまた、この本を渡されるということですから、お願いしたいと思います。

それと、よく私はこの衛管の中で、年に一度か二度ぐらい、いろいろとダイオキシンやとか何かの定点で、例えば、私は琵琶台におるんですが、私のところの琵琶台の第1公園かどこかもそのところに入っておって、その結果ももうておったように思うんですけども、その調査を最近もやっていただいておるのか、その結果もいただいておるのか、私が忘れておるのか。というのは、逆にこの調査が、地域のブランクというんですか、よくいろんな工事を始めはるときに、振動があってはいけないので、その近辺の家の例えば現状を調べられたりするようなこと、あれはブランクという言い方をするのかどうかわかりませんが、それがこれにも地域で当てはまっていくのかどうか、ちょっとその点についてもお考えをお願いしたいと思います。

# 〇中坊 陽委員長 川島課長。

○川島修啓施設課長 ダイオキシン類の測定箇所につきましては、平成11年度から、 焼却施設の周辺公共用地ということで、宇治市内、あと太陽が丘、城陽市及び宇治田原 町地内に、その選定箇所をそれぞれの環境・廃棄物担当課の方に相談をいたしまして、 3年間、同一地点で測定をいたしまして、また新たにその3年後に選定していただくと いうような状況で測定を実施しております。そして、当然、そちらの方には測定の結果 の公表をいたしております。

#### 〇中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居課長 先ほどご指摘がありましたダイオキシンにつきまして、先ほど、一般大気質で4カ所と。ちょっと具体的にいいますと、宇治市、白川あたりで2カ所、城陽市の寺田奥山あたりで1カ所、宇治市広野尖山あたりで1カ所という測定を行っております。

以上でございます。

# 〇中坊 陽委員長 矢野委員。

- ○矢野友次郎委員 わかりました。今、3年間でまた変わるというわけなんでしょうか。 それで、また場所も変わられるかして、3年ごとになってくるのか、いや、3年で1つ の打ち切りになったのかどうか、その3年間という意味が私はもう一つわからないんで すが、そのことももう一遍お知らせをいただきたいと思います。
- 〇中坊 陽委員長 川島課長。
- ○川島修啓施設課長 すいません、言葉足らずで申しわけございませんでした。一応3年ごとに担当課の方に選定をしていただきまして、ずっと公共用地を選定していただきますので、基本的にずっと3年ごとに選定をしていただくということでございます。
- 〇中坊 陽委員長 矢野委員。
- ○矢野友次郎委員 わかりました。

それと、もう一つ私が気になりますのは、本当の環境調査ということのあれはいいんですが、特に地域で今、ここ何年かで変わってきておるのは、田原の方へ抜けます道になっておりますので、ここが非常に従来から交通量が増えてきておると。搬入される量については、その搬入量はあんまり変わらないというようなことですからええと思うんですが、ちょうど今の入り口も、歩道やとか、今、工事中であろうかと思いますし、従来からすると、太陽が丘の前から田原の方へ抜けていかれる道の交通量がかなり私は以前から増えてきておると思うんですね。この辺も、やはり一遍どういうお考えを持っておるのか、また、それによって、歩道の修理はしておられるんですが、今の道路形態もあのままでいいのかどうかだとか、やっぱり交通量とあわせての問題も、私は一定の工事期間も踏まえてちょっと考えられる必要があろうかと思うんですけども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

#### 〇中坊 陽委員長 福西課長。

○福西 博新折居課長 ご指摘のとおり、交通量調査をしました中で、騒音レベルといいますと、やはり一部の地域では、自動車騒音、周辺道路が環境基準を超えておりました。この調査地点では、都市計画法に基づく用途地域指定がなく、規制基準値とかは定められておられないんですが、やはりほかの地域と比べましたら、かなり交通量が増えているということでございました。当組合では、これに備えまして、工事車両とかその辺につきましては改めて調査し、地域住民に迷惑がかからないように、そういう騒音・振動も含めまして、事後調査というのもございますし、報告させていただこうかなと思っております。この基準を超えた中で、要請限度値に対しては一応超えていなかったということでございます。

以上でございます。

## 〇中坊 陽委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 その辺をひとつ、そういうことでございますので、地域の説明会でも、また工事をされますときには、十分その辺も考慮して、安全面も十分確認しながら進めていただきたいと思います。

結構です。これで終わります。

○中坊 陽委員長 ほかに質問ありますか。

山本委員。

〇山本邦夫委員 これだけでなかなか質問しにくいんですけど、簡単なことだけ幾つか。 そもそも、この2ページ目の環境影響評価の手順のところで、平成26年11月から 平成27年1月のところで、準備書の公告・縦覧ということで、この期間内の1カ月間 ということなんですが、これは、期間としては11、12、1月、3カ月あるんですが、 京都府、宇治市、城陽市、当組合でそれぞれ期間を区切って、要するに巡回して縦覧していくみたいな形になるのか、この1カ月間というのがどう理解したらいいのか。要は、これを見ようと思えば、僕たちはここに来るのが一番近いんですけれど、いつからいつまで見れるのか。ほかのところでは、それぞれの縦覧期間がずれているのであれば、そのあたりを教えてください。

それから、3ページのところの選定委員会の開催状況のところで、流れとしてはこういうことなんでしょうけど、非常にこの選定については関心を持っているんですが、現状でいえば、第4回が終わって、入札応募者との対面的対話の実施と。11月に技術提案書の審査を行って、12月には総合評価をして落札者を選定すると。これで、衛管としては来年度の予算の事項になってくるんですかね。そういう流れかなと思うんですけれども、一定、入札の応募者のそれぞれの企画提案の内容とかそういったものが、議会には内容的な面というのはどういう形で報告をされるのか、それとも、契約にかかわることだからということで結果だけと、あと、事後にはこうこうこういうことでしたというのが出るのかもしれませんけれども、そのあたりはどういうふうに考えておられるのか。それと、質問としては、もう1つ、入札応募者、参加企業の社数と企業名がわかれば教えてください。

以上です。

- 〇中坊 陽委員長 村田新折居工場建設推進課主幹。
- ○村田新折居主幹 委員の1点目のご質問にお答えします。

縦覧期間は、資料では11月から1月という表記でございますが、ほぼ一月間でございます。

場所でございますが、巡回はいたしませんでして、この期間に同時に4カ所、京都府でございましたら京都府の山城北保健所、そして宇治市役所さん、城陽市役所さん、そして当組合の本庁の施設課の方で同時に縦覧をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

# 〇中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 入札関係で、事業者が決定すれば、当然、仮契約を結んで議会の契約の議決をいただくことになりますので、それは、当初からご説明しておりますように、一応今のところ、順調にいけば2月議会で議決いただこうとは思っておりますけども、当然、今年度内の部分は、若干予算的に一定事業執行の部分も考えておりますので、これは国の交付金の関係もございまして、そうなってきますと、議会が始まるまでに事業者を決めて、当然にまた委員会を開催できるように努力させていただいて、そこでこの間の経過なりをご報告させていただくというような形にしたいなと思っております。

もう1つ、今の入札の関係で、応募企業なり、どんな提案かということにつきましては、これはあくまでも入札でございますので、事業者が決定するまではお答えは差し控えさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

# 〇中坊 陽委員長 ほかに。山本委員。

○山本邦夫委員 要は、準備書の縦覧について、1カ月間というのは、いつからとかそういうのもまだ決まっていないんですか。わかっていたら、それは、絶えず見ようと思えば、衛管からのホームページなりをじっとにらめっこしていないと、それは自分で関心持って調べてくださいよということなのか、その辺ぐらいはもう少し、例えば、いつ頃、何月何日からとかいうことぐらいは決まっているのやったら言うといてもらった方が、言われへんから、何か言えへんのかなというふうにも思ってしまうし、そこはちょっと教えてください。決まってないんやったら決まってないでもいいですけども、その場合にはどうやったら縦覧期間がわかるのかも教えてください。

それから、入札の関連についていえば、入札のプロセスの中なので、それは出せませんよということは、それはそれでしゃあないことかなとは思いますけれど、参加企業数も出せないんでしたっけ。その件は結構です。また一定のときには議会への報告もあるということなので、そのときにまた置いておきます。ちょっとその縦覧の期間だけ。

# 〇中坊 陽委員長 村田主幹。

- ○村田新折居主幹 縦覧期間でございます。11月の下旬を予定しておりますが、京都府の方から準備書の公告をしていただいてからの公表になりますので、11月中旬頃に当組合のホームページでそのあたりはお知らせをできるかと思います。11月の下旬から今のところ年明け1月早々を予定しております。
- ○中坊 陽委員長 ほかに質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 なければ、この議題は終わりたいと思います。

続きまして、議題3、奥山排水処理施設の復旧整備事業についての説明を求めます。 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人三郷山所長 それでは、配付させていただいております資料に基づき、奥山 排水処理施設の復旧整備事業についてをご説明させていただきます。

資料1ページ、1の経緯でございます。

奥山埋立処分地は、昭和48年6月に開設をいたしまして、昭和53年3月に奥山排水処理施設が稼働しております。その後、平成25年1月に奥山埋立処分地の埋立終了届を提出いたしました。以降、グリーン21長谷山建設計画において、奥山埋立処分地から発生する浸出水の処理を全量、日量40㎡を新工場で処理する計画といたしましたことから、奥山排水処理施設については、平成18年8月をもって廃止する旨を平成16年8月に届け出いたしております。

しかし、その後、当初の計画より浸出水の水量が増加し、クリーン21長谷山のみで は処理が困難であると判断し、再度、計画変更の届け出を平成17年7月に行いました。 計画変更の内容でございますが、日量120㎡で再運転を行うという内容でございまし た。平成18年6月には、クリーン21長谷山が試験稼働いたしましたので、新たにク リーン21長谷山で日量40㎡の浸出水の処理を開始いたしております。しかし、実際 には計画より浸出水の水量が少なく、総量は約50㎡でございました。したがいまして、 クリーン21長谷山へ40㎡、残りが約10㎡ということになりまして、奥山排水処理 施設での安定的な処理が困難となりました。また、あわせまして、施設の老朽化もござ いましたため、平成18年11月に運転の休止を試行的に開始いたしました。この運転 休止以降、奥山排水処理施設で処理することなく、クリーン21長谷山で処理を行う4 0 ㎡以外の余剰浸出水につきまして、バキューム車でグリーンヒル三郷山排水処理施設 へ移送の上、処理・排水を行っていたものでございます。この措置につきましては、当 時の厚生省令を独自解釈して、問題なきものと判断し、瀬戸内海環境保全特別措置法に 規定されている必要な許可申請、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている 必要な届け出を行ったことから、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく措置命令及び廃 棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく改善命令を平成25年9月11日付にて受 けたものでございます。

瀬戸内法によります措置命令でございますが、平成23年10月31日付の現行許可の内容どおりの操業とすることと命令を受けました。また、廃掃法によります改善命令でございますが、平成17年7月21日付の施設の位置、構造等の設置に関する計画に適合させることと命令を受けたものでございます。両命令の履行期限が平成26年9月10日とされておりましたことから、資料下段2のとおり、施設の再稼働に向けた整備を行いました。整備内容につきましては、施設の点検及び再稼働に必要な補修・整備といたしまして、使用に耐えられない設備機器等の撤去、各種配管、ポンプ類、流量計等の設置、水槽台の塗装及び補強、再稼働に必要な整備修繕及び整備工事等を計画し、実施いたしました。また、既存設備の復旧に合わせまして、より浸出水の処理に万全を期

すため、活性炭吸着塔、砂ろ過塔などの高度処理設備を新たに設置いたしました。その後、排水処理施設の試運転を平成26年3月から8月の間、実施し、処理水の水質が全ての項目において排水基準に適合していることを確認いたしましたことから、平成26年8月7日付で、京都府山城北保健所より措置命令及び改善命令の履行の確認を受け、施設の稼働を再開したものでございます。なお、再稼働までの浸出水の処理につきましては、外部委託処理をいたしておりました。

次に、下段4の再稼働後の状況でございますが、9月の実績から、クリーン21長谷山での日量40㎡を除いた処理量といたしまして、奥山排水処理施設において日量88㎡、月間2,638.5㎡の浸出水を処理いたしました。処理後の水質につきましては適正に処理できており、例えば、処理前のBOD(生物化学的酸素要求量)につきましては、82 mg/ $\ell$ 0のところ、処理後におきましては1.1 mg/ $\ell$ 0と、基準を満足する結果となっております。

また、資料3ページに至りましては、復旧いたしました処理施設の全容を添付させていただいております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇中坊 陽委員長** 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。 浅見委員。
- ○浅見健二委員 これは、ほんなら結局は、復旧費用としては3つ書いてあるけど、5, 000万と4,000万の合計額が復旧費用というふうに理解していいんですか。
- 〇中坊 陽委員長 親見所長。
- ○親見善人三郷山所長 復旧に要しました経費として分類させていただいていますのは、ポンプ類等の購入費、工事費、修繕費、委託費が整備に要した経費として考えております。新たに処理に万全を期すため高度処理設備を設置したということでありますので、新たに設置した整備費といたしまして4,308万円と、このように分類させていただきまして、復旧と新たに設置した設備という形で位置づけをさせていただいております。
- 〇中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 これは、当初、見積もりでこれぐらいかかるというのをもらったような 記憶をしているんですけども、そのときはこんな額でしたかな。ちょっとそのとこら辺 を教えてもらえますか。

それと、もう一緒に言うときますわ。これぐらいの額でもとへ戻るのに、何でこれは 廃止をするというような措置をとったんですか。こんな大騒がせをさすようなことをね。 まあ、副管理者はおらへんかったかしらんけど、その前の者は大方みんなおるんですや ろ。何で内部のいろんな会議の中で、みんなの中から、この中やったら高度でやったと いう処理を除いたら5,000万円、これは高度でやったことはええことなんやけど、 当時としてはやらんかってもよかったわけでしょう。5,000万ぐらいで修繕できる のに、ほんで、長いことほっといたから、これは5,000万ついたかわかりまへんで。 そんなんやったら、そのときにやっとったら、もっと安うついたんじゃないですか。何 でこんなばかなことをおたくらは、これは先輩も含めてやけど、しはんのですか。こん なことをしてるから言われるんですやんか。どうなんですか、その辺は。

# ○中坊 陽委員長 わかりますか。

竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 どういう方法で復旧するか、議会の委員会でも随分とご審議 いただきまして、ご意見もいただきまして、そのときにお示しした額、後ほどお答えさ せていただきますけども、確かに復旧だけ古くなったポンプを取りかえたり、それから 工事をやったりということで5,000万で済んでおりますが、これは、ご説明いたし ましたように、当初は、埋立終了が終わった最終処分地に、今後、いろんな工事等をや って復旧する場合に2億4,000万要るとかというような当時の見積もり案もござい ましたけども、それだけの多額の経費をかけるというのも、なかなか当時の財政状況が 厳しい中で困難だということで、省令解釈に基づく三郷山の方への移送処理という間違 った選択をしたわけでございますけども、今回、復旧に要しました5,000万、これ は、まず何よりも、業者に発注をしてやるか、あるいは仮設の施設を借りてくるかとか、 いろんなことで当初試算いたしましたが、最終的には、職員の中からも自らの手で復旧 をしたいと、こういう職員の熱い思いもございまして、それならば組合を挙げてこの難 局を乗り切ろうということで、担当の職員はもとより、組合職員を挙げていろんな応援 支援をやって、ある意味では手づくりの形の中で、実際に要したのは、こうしたポンプ 類、工事費、修繕費等々のものとして5,000万ということになったわけでございま す。ここにはそういった意味で人件費が入ってございませんので、そういうことからす れば、業者に発注して請負でやらせれば、もっと多くのお金もかかっているし、現実問 題として、職員の手づくりで直しましたので、この5,000万プラスその間の人件費 等々も加えれば、これ以上にはかかっておるということでご理解いただきたい、このよ うに思っております。

# 〇中坊 陽委員長 親見所長。

- ○親見善人三郷山所長 当初の復旧事業費でございますが、既設排水処理施設の復旧経費といたしまして、1億7,778万9,000円を事業費として見込んでおりました。 外部処理委託費は除いております。
- 〇中坊 陽委員長 浅見委員。
- ○浅見健二委員 どっちにしても、初めから難局を組合挙げて乗り切れるんだったら、初めから乗り切りはったらよろしいやんか。事が起こって、こういうことになったら難局を乗り切れんのか。ほんで、人件費が入ってへんと言うけども、ほたら、公休日に出てきてやったんか。そんなことできるのか。それは、あんた、勤務の余暇をいろいろ利用してやってもうたことは非常にご苦労さんやったけども、やる気になったらできるのに、そしたら、先にやっときゃ、1億1,377万9,000円は出さんでよかったわけでしょう。これは誰が責任をとるんですか、こんなことで。

ほんで、これはただ単なる仮設なんですか。ほんで、このさっきの1億7,778万9,000円というのは、これは恒久的に直したらこうなって、ほんで、今やっているのは、そのうちまたあかんようになるさかいに暫定でと、そういうふうにちょっと聞こえた気がするんですけど、それはそうじゃないんですか。

- 〇中坊 陽委員長 親見所長。
- ○親見善人三郷山所長 再稼働に要する復旧事業経費として考えておりました。今後、 処理施設を稼働し、維持管理をしていく上では、やはり老朽化もございますので、年次 計画的に維持管理をしていく中で整備費等が必要になってくると考えております。
- 〇中坊 陽委員長 浅見委員。
- ○浅見健二委員 維持管理費は、こんなもん、あんた、どこでもいつでもかかる経費やんか。そうやろ。ほんなら、初めからこれは5,000万円でできてするのに、何でこんなに大騒ぎして、ほんなら、あなた方はふだんは一体何してはるのかですかと、こういうえらい皮肉なお聞きをせないられんようになってきますやんか。何でもかんでも業者に出してはるのですかと、自分らでできることは自分らでやる気ないんですかと、こう言わんなんやん。そうじゃないのか。あんだけの大騒ぎをさせて、おかげさんで頑張ってくれはったということは、それはそれで高く評価しているんですよ。何や、おまえ、安う上げたら安う上げたで文句言うのかというようなことじゃないんですよ。大体から、こんなもん、判断みたいなのは全然間違っているんじゃないのか。もともとから簡単にできることを、いかにも大げさにやって廃止をしていって、ほんで、こういうことになったら慌ててこんなんになって、あんた方、一体どこをどう僕らは信用したらええんですか。
- 〇中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 判断を間違ったことにつきましては、まさに間違ったわけでございますが、当時の埋立処分地の浸出水が安定しないということで、一旦は廃止いたしましたけども、一定やっぱり水量があるということで、また再開をしたけども、また水が安定しないということで、それならば、そこに多額の経費をかけなくても、省令に基づいて、同等の処理ができる施設があるならば、そこで処理ができますよと、こういう厚生省令がございましたので、これを独自に解釈して、結果的には誤った判断でもって奥山排水処理施設の復旧をせずに三郷山で処理をしたわけでございますので、そのことについて誤っていたことはそのとおりでございますので、そこが事の発端でございます。

それで、行政命令を受けたわけでして、その行政命令は、もとの状況に復旧をしなさ いというのが行政処分でございましたので、それを復旧するためには、請負でいけばど れぐらいかかるか、あるいはリースでいけばどれぐらいかかるか、工期はどれだけかか るかということをいろいろ選択しながらご議論いただきましたけども、リースをしても、 工期の上でやっぱり短縮にもならないし、経費も請負で発注するのとそんなに変わらな いということで、それやったらリースじゃなしに復旧していこうと、直していこうと、 施設そのものを修復していこうと、そういう中で、いろいろ職員の中からも、やはり全 体として組合の信用をいろいろ欠いたことに対して、これはまた職員にもいろいろな熱 意、そういったものもあり、自らの手で直していこうと、できるところまではやろうと、 こういう職員からの提案もあり、そしたら、組合の組織を挙げてやっていこうと、こう いうことでやったわけでございまして、当然、そのために特別に人員配置も3人の人員 を配置し、また、各組合全体の応援体制もとりながらやったものでございまして、結果 として、こういう形で物件費だけを見れば5,000万で済んだということでございま して、当初からそういうことをやっておれば、そういうことができたのではないかとい うことにつきましては、当時、そういう選択を仮にしておったとすれば、こういうこと もできたのかもわかりませんけども、経過としてはそのような経過であったということ でございます。

## 〇中坊 陽委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 そんなん、副管理者、答弁になるのか。ふだんからもっと職員を信用して、何でもかんでも民託に出したり外部に出したりするからこういうことになるのやんか。職員を減らしたり、みんなの力量をもっと買うてへんからこういうことになるのやんか。そうじゃないのか。ほんで、こんな議会で言いわけばっかり続けてやらんなんねんで。それは、そんなんやったらもっと金を使うてやった方がよかったんけと、こういう言いわけをしはるか知らんで。それは私は高く評価しますけど、こんだけの力量を持っているのに、何で今までからこういうことが発揮できなかったのかということや。それは管理者の責任ですよ。ほんまに深く反省してくださいよ。職員の皆さんがこんだけの力量を持ってはるのに、その力量を引き出すのがあなた方の仕事じゃないのか。もっとみんなの意見を聞いて、ほんまに聞いてやったのかどうか僕は知らんけども、これは

聞いていないという証拠やん。そうでしょう。もう置いておきます、やめます。

- 〇中坊 陽委員長 答弁いいですか。
- ○浅見健二委員 要りません。
- 〇中坊 陽委員長 ほかに質問ありますか。 山本委員。
- ○山本邦夫委員 簡単に。ずっと改めてこの経緯を見ていて、ちょっとデータを教えてほ しいんですが、おそらく持っておられないと思うので、最終的には資料をどっかの時点 で提出いただければと思うんですが、平成17年7月の時点では、変更届で毎日120 m<sup>®</sup>の処理を想定されていて、そこから、18年6月、約1年後にクリーン21で1日4 0㎡の処理が開始されて、平成18年11月には1日の平均浸出水量が50㎡というふ うになっていて、それで、これなら40プラスアルファで何とかなるやろうみたいな、 その辺が判断のいろんなミスを招いた時期なのかなとは思うんですけど、この時期の浸 出水量のデータはきっと持ってはるんですよね。それは、今日、今聞いて答えられると も思わない、持っておられたら教えてほしいですけど、1年間で120㎡を想定して、 それは今の量でいっても、2ページのところで処理量が87.95で、先ほどの説明で はクリーン21で処理している40を除いてというふうに説明されたと思うんですけ ど、そうすると、90と40を足して、これも大体130ぐらいになるんですよね。こ の一定の時期だけが、急にかどうかわかりませんけど、50㎡というふうな判断をして 休止に至っているように見えるんですけど、そのあたりのデータは、もし今出してもら えるのやったら答えてもらえばいいですし、無理だったら、また後日、それは資料をい ただければと思います。その1点だけ。
- 〇中坊 陽委員長 親見所長。
- **○親見善人三郷山所長** 平成18年度の年間浸出水量につきましては2万6,197.3 m³となっております。日量換算で約71.77m³です。
- 〇山本邦夫委員 前後はわかりますか。
- ○親見善人三郷山所長 17年度でございますか。
- 〇山本邦夫委員 要するに、水位が急激に下がって、それで、その後も含めてどういうふうに来ているのか。今現時点では百二、三十にまで来ているわけでしょう。そこのところがちょっと水位を追ってみたいなと思っているので、そこがわかれば、もし今出るのやったら、またそれを年ごとに、1日当たりの平均の浸出量をずっと16年度あたりから教えてもらえればそれで結構ですけど。

- ○中坊 陽委員長 資料として出せるのか。今じゃなしに後日。
- ○山本邦夫委員 別に今、何かそこを聞かないかん話でもないから。
- ○親見善人三郷山所長 今もお答えできますのは、年間浸出水量と日平均……。
- 〇山本邦夫委員 そしたら、言えるのやったら言ってもらいましょうか。それは聞くだけでいいから。
- 〇中坊 陽委員長 太田部長。
- ○太田 博施設部長 近年の水量は、後日、また資料で出させていただきます。ですが、ただ、その前段で、年間の浸出水の水量、これは降雨の年度、月によっても大きく水量が違ってきます。ですから、重ねての説明になりますけども、平成16年8月をもって廃止の旨を1回目に届けを出したと。そこから二転三転するわけなんですけども、また17年には、それではいかんと、処理が困難やということで、もう一回120㎡の再稼働の申請を出すと。ところが、今度、またクリーン21の試験運転が始まってみますと約50㎡しか出てこなかったと、10㎡しか奥山排水では処理する水がなかったと、こういうことで二転三転して、最終的には18年の11月に運転休止ということで判断した後、また水が増えてきまして、その後は、何回も説明しておりますように、バキュームで運んで三郷山で処理したということで、当時の判断におきましても、浸出水の量というのはかなり推測、予測が難しかったということもございます。だから、資料は出させてもらいますが、どこまで読み取れる資料になるかどうかわかりませんが、実績は資料として出させていただきます。

#### 〇中坊 陽委員長 山本委員。

- 〇山本邦夫委員 資料を見てからまたあれですが、要するに、そのときの判断というのは、 まあ、天気はわからないですからね。短期も中期もわからないですけど、少なくとも数 年単位の降水量の変動の傾向も考慮しない判断やったという、要するに、おそらく数字 を見たら、この時期が一番少ない水量やと思うんですよ。そこに合わせてしまったら、 今度はあふれますわね。だから、そこのところは当時の判断が、まあ、僕らも正確には 議事録を見て、もう一遍議論するのがいいのかもしれませんけど、そこまでする時間も なかったのであれですけども、そういう意味では、短期的な数値だけで、やっぱりきち んと気象変動のそういう傾向とかも見ないで判断してしまったということは言えるん じゃないのかなとは思いますけどね、今先ほどの答弁と合わせて。一応ちょっと感想だ け述べさせてもらいましたが。
- 〇中坊 陽委員長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 感想だけということでしたけども、先ほど太田部長も申し上げましたように、前にも私は連合審査会の中でも何回かご説明したと思うんですけども、埋立処分が終わってここをどうするかということで、ボーリング調査をしたり、水量の予測とか、かなり緻密にやっておられます。そういう中で、クリーン21長谷山も新たにでき、そこで40㎡を処理できると、こういうことをあわせながら、非常に財政状況が厳しい中で、埋め立てが終わった処分地に何億という多額の経費を費やすことなく何とかできないだろうかということで、相当いろいろな検討なり苦労はされておられます。そういう中で、しかし、雨だけじゃなしに周辺からの地下水の浸入もあるのではないのかとか、一定ボーリング調査して遮蔽をするべきでないだろうかとか、その場合には1億円要るとか、いろんな議論をされております。その辺のところを詳細に議会の方に報告されていたかどうか、ちょっと私は承知はいたしておりませんけども、相当いろんな検討を重ねながら、この排水処理施設の廃止届を出したり、また再開届を出したりしながらやっておられます。その上で、そのところはかなり検討もされておりますし、そういう対応については基本的には間違いなかったと思っております。

ただ、先ほど浅見委員のご質問で、まさに判断を間違ったと申し上げましたのは、しからばどうすべきかという中で、省令の独自解釈で必要な変更届なり変更許可申請を出さずに三郷山へ移送処理をしたこと、これは組織的に決定したわけでして、これはして誰彼の独断でやったわけではございません。組織的にそういう判断をしてやった。ただ、その試行が1年、2年、3年、4年、5年と続いて、もはやこの施設が使えなくなってしまった、これは何ぼ何でも試行ではないだろうと、やっぱり届け出どおり、許可どおり、この施設が使えるようにしなさいと、こういう行政処分を受けたということが経過でございますので、申しわけございませんけども、そこのところもご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

- ○山本邦夫委員 あんまり納得もせえへんけど、まあ。
- ○中坊 陽委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については速記録を点検し、不適切な発言等がありました 場合は、委員長において精査いたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもって廃棄物 (ごみ・し尿) 処理常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時49分閉会